

廃業等(オンライン届出)について

宅建業者が次の事由に該当することになった場合には、「廃業等届出書」を提出することが必要です（宅建業法第11条）。

- ①死亡（個人免許）
- ②合併による消滅（法人免許）
- ③破産（法人又は個人免許）
- ④合併及び破産以外での解散（法人免許）
- ⑤宅建業の廃止（法人又は個人免許）
- ⑥法人成り（個人免許）

◇ 届出は、届出事由の発生日から30日以内に行うこととなっています。個人免許業者が死亡した場合での届出は、相続人がその事実を知った日から30日以内となっています。なお、法人成りの場合、法人としての免許付与後、速やかに廃業等届出の提出が必要です。

◇ 免許の効力は、上記①及び②の事由の場合は事実の発生日、③～⑥の場合は届出をした日に失効します。

◇ **一度届出され失効した免許は、いかなる理由があっても効力は戻りません。**

添付書類

- ・ 免許証原本（下記あてに郵送またはご持参により返納してください。）

（返納先）

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎内 2F

大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課 宅建業免許等受付窓口（電子申請分）

- ・ その他届出事由、届出者の確認ができるもの（下表参照）

【法人業者】

※ 会社の商号、代表取締役、事務所の所在地の変更が発生している場合は、その経緯のわかる商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を添付すること。

廃業の理由	廃業日 (免許失効日)	届出人	添付書類 (免許証原本の他)
合併による消滅	合併による 解散日	代表する役員 であった者 (元代表役員)	消滅した会社の閉鎖謄本（閉鎖事項全部証明書） ※消滅日が載ったもの
破産 ※	届出日	破産管財人	破産管財人の証明書 ・ 裁判所が発行する。 ・ 破産手続開始日時が載ったもの（載っていない場合、破産宣告書のコピーを添付）
合併及び破産 以外での解散	届出日	清算人	商業登記謄本（履歴事項全部証明）※解散日が載ったもの
廃止 ※	届出日	法人代表者	_____

【個人業者】

廃業の理由	廃業日 (免許失効日)	届 出 人	添付書類 (免許証原本の他)
死 亡	死亡日	相続人	戸籍謄本 (死亡及び相続(配偶者・親子関係)が載ったもの)
破 産	届出日	破産管財人	破産管財人の証明書 ・裁判所が発行する。 ・破産手続開始日時が載ったもの(載っていない場合は破産宣書のコピーを添付)
廃 止	届出日	免許を受けた者	_____
法人成り	届出日	免許を受けた者	_____